

児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う
こども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令案（概要）

こども家庭庁成育局保育政策課

1. 改正の趣旨

- 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号。以下「改正法」という。）の一部の施行に伴い、所要の規定の整備等を行う。

2. 改正の内容

- ① 満三歳以上限定小規模保育事業（改正法による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「新児福法」という。）第6条の3第10項第3号に掲げる事業をいう。以下同じ。）の創設に伴うこども家庭庁関係内閣府令の規定の整備
- 新児福法第34条の15第5項第3号の内閣府令で定める場合について、
 - ア 改正法による改正後の子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「新子子法」という。）第27条第1項に規定する特定教育・保育施設（市町村子ども・子育て支援事業計画（新子子法第61条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画をいう。以下同じ。）に基づき整備しようとするものを含み、申請に係る満三歳以上限定小規模保育事業の開始を予定する日の属する事業年度（以下「申請満三歳以上限定小規模保育事業開始年度」という。）に係るものに限る。）及び新子子法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業所（市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき整備しようとするものを含み、申請満三歳以上限定小規模保育事業開始年度に係るものに限る。）について定められた利用定員（新子子法第19条第2号に該当する小学校就学前子どもに係るものに限る。）の総数
 - イ 新子子法第61条第2項（第1号イに係る部分に限る。）の規定により定められた必要利用定員総数と同項（第1号ロに係る部分に限る。）の規定により定められた必要利用定員総数とを加えた数（申請満三歳以上限定小規模保育事業開始年度に係るものであって、新子子法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。）を比較した結果として、
 - ・ アがイに既に達している場合
 - ・ 申請に係る満三歳以上限定小規模保育事業の開始によりアがイを超えることになると認める場合を規定する。（児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）の一部改正）
- 満三歳以上限定小規模保育事業については、利用定員を6人以上19人以下とし、新子子法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「運営基準」という。）の一部改正）

- 特定地域型保育事業者（満三歳以上限定小規模保育事業を行う者（以下「満三歳以上限定小規模保育事業者」という。）に限る。以下同じ。）は、利用の申込みに係る新子子法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満三歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、新子子法第 20 条第 4 項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満三歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。（運営基準の一部改正）
 - 特定地域型保育事業者が新子子法第 58 条第 1 項に基づく報告を行わなければならない事項として、満 3 歳以上の児童に対する集団保育の提供のための配慮を位置づける。（子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号）の一部改正）
 - 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）については、①保育内容支援、②代替保育及び③卒園後の受け皿に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園を適切に確保しなければならないところ、満三歳以上限定小規模保育事業者については、①保育内容支援及び②代替保育に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園を適切に確保しなければならないこととする。（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号。以下「設備運営基準」という。）の一部改正）※運営基準についても同様の改正を行う。
 - 満三歳以上限定小規模保育事業の設備及び職員の基準については、設備運営基準第 28 条第 1 項に規定する小規模保育事業事業所 A 型の設備及び職員の基準（満 3 歳以上の幼児に係る部分に限る。）と同様とする。（設備運営基準の一部改正）
 - 満三歳以上限定小規模保育事業者については、設備運営基準附則第 3 条の連携施設に関する経過措置の対象外とする。（設備運営基準の一部改正）
 - その他所要の規定の整備を行う。
- ② その他所要の改正等
- ①のほか、所要の改正を行うとともに、所要の経過措置を設ける。

3. 根拠条項

- 新児福法第 34 条の 15 第 5 項第 3 号及び第 34 条の 16 第 2 項
- 新子子法第 22 条、第 29 条第 2 項、第 43 条第 1 項、第 46 条第 3 項及び第 58 条第 1 項

4. 施行期日等

- 公布日：令和 8 年 1 月下旬（予定）
- 施行期日：令和 8 年 4 月 1 日